

高等学校等修学資金貸付返還金のコンビニエンスストア
における収納事務委託手数料に係る契約書（案の2）

京都府（以下「甲」という。）と（収納代行業者）（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日付で締結した高等学校等修学資金貸付返還金のコンビニエンスストアにおける収納事務委託基本契約書（以下「原契約書」という。）第4条第1項の規定により次のとおりこの契約を締結する。

第1条 契約単価は、1件当たりの収納代行手数料（1コンビニ本部当たり1箇月単位に必要な基本料金及びその他収納事務に要する全ての経費を手数料を含む。） 円に、当該額の100分の10に相当する額（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した消費税及び地方消費税の額）を加算した単価（当該金額に円未満の端数が生じてもその端数処理をしない金額）とする。

第2条 甲が乙に支払う委託手数料は、1箇月ごとに計算するものとし、 円に数量を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 乙は、毎月15日までに、前月分の委託手数料を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により委託手数料の請求を受けたときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、確認の上これを乙に支払うものとする。ただし、収納取消に係る分については支払わないものとする。

4 甲は、前項の期間内に請求金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定に基づく端数処理の計算方法の適用後の額とする。

第3条 この契約書の有効期間は、令和2年2月1日から令和5年1月31日までとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 氏 名 京都府 契約担当者
京都府教育委員会
教育長 橋 本 幸 三 印

乙 住 所 (収納代行業者)
氏 名